

金融システムの国際比較分析

高木 仁
渡辺 良夫
黒田 晁生

最近のわが国では、金融機関の抱える膨大な不良債権問題の処理を巡って、さまざまな議論が戦わされているが、その内容は、ともすれば不毛な犯人探しであったり、あるいは「我田引水」的な政争の具に過ぎないものとなっている。誠に、今日ほど「金融システム」に関する地に着いた研究が求められる時は、かつてなかったのであり、その意味で「金融システムの国際比較」をテーマとした本研究は、非常に時宜を得たものになっていると考える。

本研究の第1年度目は、概ね順調に作業が進行した。研究対象としているアメリカ、イギリス、日本の3か国の「金融システム」に関する共同研究者各自の資料収集と分析は、当初予定通りに進捗しており、すでに関連した幾つかの論稿や報告をものにする事ができた。また、本研究の総論としての「金融システム国際比較方法論」についても、考察を進めることができた。

今年度における、共同研究者各自の作業結果は、以下の通りである。

高木は、アメリカの金融制度／金融機関市場を対象として、研究を行った。銀行と証券の分離を規定するグラス＝スティーガル法の改正が進行中であり、わが国の関係者もその動向に注目しているので、この課題を研究の中心に据えた。連邦議会の審議で、結局はグラス＝スティーガル法改正を盛り込めなかった、1991年連邦預金保険公社改善法の成立過程と、1995年初めに始まり現在も進行中の金融制度改革法案審議について、論稿と報告を発表した（「学事記録」参照）。

同じ課題を長期的にみると、アメリカの学界で近年取り上げられている銀行産業衰退論が関わるので、これらについて包括的なサーベイを行った（同上）。

また、わが国における金融持株会社構想の展開は、以上の問題意識と関わるので、これについても論稿をまとめた（同上）。

渡辺は、1980年代以降の英国の金融システムの変化

を考察した。特徴的なこととして、次の3点があげられる。第1に、英国の金融・資本市場では、1979年以降の一連の金融制度改革によって、外為規制撤廃や証

券流通市場の改革（ビッグバン）などの規制緩和が進展してきた。第2に、EU通貨統合に対応するとともに、ドイツやフランスとの市場間競争も激化したため、大手クリアリング・バンクを中心にユニバーサル・バンク化をめざす戦略活動が活発になっている。第3に、1982年にロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）が開設されて以来、金融先物取引やオプション取引も順調に拡大している。これらの特徴に留意して、近年の英国における金融システムの発展、金融イノベーションと市場構造の変化、リテイル・バンキングとホールセール・バンキング、住宅金融組合に対する競争圧力および金融デリバティブ市場の拡大傾向などについて、資料の収集および検討を行った。

黒田は、「金融システムの国際比較」に関する方法論の考察を進め、「制度派経済学」、「産業組織論」、「市場の失敗と金融規制・監督」、「制度の国際的競争」、「国際的標準化」などのコンセプトを手掛かりに、暫定的な内容をとりまとめ、それを報告する機会を得た（「学事記録」参照）。

また、日本の金融システムに関しては、目下議論の紛糾している金融機関の不良債権問題を念頭におきつつ、日本の望ましい金融システムおよび金融の規制・監督の在り方についての基本的な考えをまとめた論文（和文および英文）を作成し、学会において発表した（同上）。同時に、「日本の金融システムと政策決定」というテーマの下で、1970年代以降現在に至る期間を対象として、日本の金融システムおよび金融政策の問題を包括的に分析すべく、資料とデータの蓄積を進めた。